

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

所管課（室）名

○長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正

福 祉 保 健 課

告 示

長崎県告示第509号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年7月25日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 長寿社会課関係						別表（第2条関係） 長寿社会課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1～22 略						1～22 略				
23	災害リハビリテーションの質向上に資するリハビリ専門職等の育成事業費補助金	地域における災害リハビリテーションに対する理解及びリハビリ専門職等の人材育成の推進を図る。	災害時における派遣先の避難所等で活動するリハビリ専門職等育成のための研修会実施に要する経費	10分の10以内	長崎災害リハビリテーション推進協議会						

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)二二一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏弥
クイックプリント